公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年10月９日　千葉地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号
　千葉地方検察庁　令和８年第２号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日
　令和８年10月９日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
　令和４年５月30日から同年10月17日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
ア　被害者の親族等を装って被害者方に電話をかけ、その親族が現金を至急必要としているかのように装ってうそを言い、これを信じた被害者に現金等を用意させ、被害者から現金等の交付を受け、人を欺いて財物を交付させた。
イ　市役所職員等を装って被害者方に電話をかけ、還付金等を受け取れるなどとうそを言い、これを信じた被害者に金融機関等の現金自動預払機を操作させて犯人らが管理する他人名義の口座に振込送金させたり、被害者の口座番号や暗証番号を聞き出した上でインターネットバンキング等を利用して被害者の口座から犯人らが管理する他人名義の口座に振込送金するなどした上、同口座から現金を引き出した。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項（検察官が把握しているもの）
⑴　犯人が被害者等に対して名乗った名前
　ヤマモト、キムラ、カネコ、アヅマ、イケダ、アオキ、カネコマモル、スズキ、ヨシダ、オカダ、タナカ、コンドウ、コンドウアイ、サクライ、イケダサトル、ナカムラサトル、ナカムラ、サトウ、タカハシ、サワムラ、ヤウチシズ、イイジマ、ナカヤマ、ヤマダ、イトウ、サイトウ、ハナヤマ
⑵　主な犯行態様
ア　息子や孫などになりすまし、被害者方に電話をかけて次のようなうそを言い、息子や孫などの代わりとして被害者方等を訪れて現金等を受け取る。
㋐　なくしたかばんに仕事で必要な書類やお金が入っていた。
㋑　会社の書類等を間違って送ってしまい、お金が必要になった。
㋒　会社の上司もお金を出してくれるので、足りない分を出してほしい。
㋓　用意したお金は、会社の同僚に渡してほしい。
イ　市役所職員などになりすまし、被害者方に電話をかけて次のようなうそを言い、これを信じた被害者に金融機関の現金自動預払機を操作させて、犯人が管理する他人名義の口座に振込送金させたり、被害者の口座番号や暗証番号を聞き出した上で、犯人がインターネットバンキング等を利用して被害者の口座から犯人が管理する他人名義の口座に振込送金する。
㋐　保険料の還付金があるので、銀行で手続をしましょう。
㋑　指示どおりにＡＴＭを操作すると還付金が入金されます。
㋒　還付金を振り込むための口座番号、暗証番号を教えてください。
㋓　後日、口座にお金が振り込まれます。
５　開始決定の時における給付資金の額
　金623万6,337円
６　支給申請期間
　令和８年10月９日から同年12月２日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名
　千葉地方裁判所松戸支部
⑵　裁判年月日
　①令和５年７月18日　②令和５年11月28日
⑶　確定年月日
　①令和５年８月２日　②令和５年12月４日
⑷　被告人の氏名
　①髙橋　雄介　②松本　啓一
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
　被告人髙橋雄介は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、共犯者らと共謀の上、令和４年６月14日から同月30日までの間に、被害者の親族を装って被害者方に電話をかけ、被害者に対し、現金が至急必要なので使いの者に現金を渡すよう言った上、その者を装って被害者方等を訪れるなどして、被害者にその旨誤信させ、合計８回にわたり、現金合計1,824万円の交付を受け、人を欺いて財物を交付させた。
　被告人松本啓一は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、共犯者らと共謀の上、令和４年６月14日から同年10月17日までの間に、被害者の親族を装って被害者方に電話をかけ、被害者に対し、現金が至急必要なので使いの者に現金を渡すよう言った上、その者を装って被害者方等を訪れるなどして、被害者にその旨誤信させ、合計６回にわたり、現金合計940万円の交付を受け、人を欺いて財物を交付させた。
（罪名）
　詐欺
８　この公告に関する問合せ先（申請書の提出窓口）
　〒260－8620　千葉市中央区中央４丁目11番１号
　千葉地方検察庁　被害回復給付金担当
　電話番号　043－221－2462

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。